

○山梨県警察宿舎管理運用要領の制定について

〔 令和3年5月28日 〕
〔 例規甲（会施）第13号 〕

山梨県警察宿舎管理運用要領

第1 趣旨

この要領は、山梨県宿舎管理規則（昭和41年山梨県規則第9号。以下「規則」という。）第4条第1号及び第2号の規定に基づき、警察本部長及びかいの長（警察署長）の管理する宿舎について必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

- 1 「職員」とは、県から給与を受ける者で常時勤務に服するもの及び宿舎に入居することについて特に知事が必要と認めた者とする。
- 2 「工作物」とは、山梨県公有財産事務取扱規則（昭和39年山梨県規則第13号）附表第一工作物の項に掲げるものをいう。
- 3 「共同宿舎」とは、1棟に2世帯以上居住させるために設置した宿舎をいう。
- 4 「独身寮」とは、共同宿舎のうち独身である者を居住させるために設置した宿舎をいう。

第3 事務の総括等

宿舎の管理についての総括に関する事務は、総務部長が行うこととされ、その事務処理については、資産活用課長が分掌するものであることに留意すること。

第4 無料宿舎

規則第6条の規定によって無料で使用させる者は、次に該当する者とする。

- (1) 第1号関係 警察本部長宿舎に入居する警察本部長
- (2) 第1号関係 警察署の署長宿舎に入居する警察署長
- (3) 第1号関係 警察署の副署長（次長）宿舎に入居する警察署副署長又は次長
- (4) 第5号関係 駐在所等に付属し、又はこれらと一体をなしている宿舎に入居する者

第5 基準額の調整

規則第12条第3項の基準額の調整は、同条第2項別表に定められた基準額に次の表に掲げる調整率を乗じて得た額を基準額から減じることにより行う。ただし、複数の調整率を適用する場合は、次の計算式によること。

延べ面積×（基準額×（1－調整率（1））×（1－調整率（2）ア）×・・・）

- (1) 建物の延べ面積による調整率

区分	調整率
100平方メートルを超えるものについては超えた面積	50%

(2) 特別の事情による調整

ア 建物の著しい老朽化による調整率

経過年数	調整率	調整を認める理由
30年を超える40年以内のもの	10%	鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造で、築年数が30年を超えて改修又は修繕（軽微な修繕を除く。）を実施していない宿舎については、著しい老朽化による調整が必要となるため
40年を超える50年以内のもの	20%	
50年を超える60年以内のもの	30%	
60年を超えるもの	40%	

イ その他の調整率

区分	調整率	調整を認める理由
警察本部に勤務する警察官	30%	居住制限を受けるため
警察署に勤務する警察官	60%	事件の発生に常時連絡を取れる体制及び緊急の登署を求められることによる居住制限を受けるため。
警察署に勤務する技術員（運転技術員に限る。）であって、勤務の内容が警察官の職務の内容に準ずるもの	60%	警察署に勤務する運転技術員については、その職務の内容が警察官の職務の内容に準ずる部分があるため
管理人に指定された者	15%	宿舎管理の業務を行うため

第6 月の中途中で入居し、又は月の中途中で退去した場合の取扱い

- 1 月の中途中で入居し、又は月の中途中で退居した場合は、その月分の入居料は県が別に発行する納入通知書により納付すること。
- 2 月の中途中で入居し、又は退居した場合における入居料についても、10円未満の端数があるときは切り捨てるものであること。

第7 入居料の算定

入居料の算定については、次により行うものとする。

- (1) 宿舎の延面積は、実測面積とし、平面図によって算出すること。
なお、1棟戸数建の場合には、各戸に相当する部分をそれぞれ算出すること。
- (2) 入居料の対象となる部分には、渡り廊下（腰板等のある場合に限る。）を含むものとし、井戸小屋、物置（独立して戸外にあるものに限る。）、出窓等は除くものとすること。
- (3) 規則別表及び第5（2）アの経過年数は、年度ごとに計算し、宿舎を新築した日の属する年度（以下「新築年度」という。）の翌年度から起算すること。ただし、新築年度における経過年数は、1年とする。
- (4) 建物について増築、模様替その他の工事を行った宿舎であって、当該工事の費用の金額が当該工事を行った時の直前における当該建物の台帳価格の100分の

50以上であるものについての経過年数は、年度ごとに計算し、宿舎を工事した日の属する年度（以下「工事年度」という。）の翌年度から起算すること。ただし、工事年度における経過年数は、従前の経過年数とする。